六	空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた一年を超える取組についての届出があった指定空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便であるものであって使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準期間の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）	平成二十九年九月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額
（削る）			
七	東京国際空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち事業計画（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第二項第二号又は同法第百二十九条第二項の事業計画をいう。次項において同じ。）において到着時刻を午前二時から午前三時五十九分までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航	平成二十九年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈣オの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額

（新設）

五	東京国際空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。次項において同じ。）のうち事業計画（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第二項第二号又は同法第百二十九条第二項の事業計画をいう。以下同じ。）において到着時刻及び出発時刻を午後十一時から午前五時五十九分までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するものに限る。）又は東京国際空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便であるものであって東京空港事務所に提出した運航計画書において到着時刻及び出発時刻を午後十一時から午前五時五十九分までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するものに限る。）	平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日までの間	使用料告示一㈣オの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
	平成二十七年十一月一日から平成二十八年十月三十一日までの間	使用料告示一㈣オの規定により計算して得た金額に十分の七を乗じた金額
	平成二十八年十一月一日から平成二十九年十月三十一日までの間	使用料告示一㈣オの規定により計算して得た金額に五分の四を乗じた金額
六	東京国際空港に着陸する航空機のうち事業計画において到着時刻を午前二時から午前三時五十九分までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準期間（平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するものに限る。）又は東京国際空港に着陸する航空機のう	平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈣オの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額